

福 指 号 外  
令和 3 年 4 月 28 日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

令和 3 年地域密着型サービス外部評価実施の取り扱いについて（通知）

日頃より、地域密着型サービス外部評価制度にご理解とご協力をいただき  
お礼申し上げます。

令和 3 年度の地域密着型サービス外部評価の実施について、本県では下記  
のと通りの取り扱いとしますので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る外部評価実施に係る 柔軟な取り扱いについて

- (1) 令和 3 年度の外部評価は実施してください。中止した場合には、令  
和 3 年度分の外部評価を実施したとはみなしませんので御留意願いま  
す。
- (2) 外部評価実施にあたっては、訪問調査に替えて文書や電話等による  
実施も認めることとします。
- (3) 訪問調査を実施する場合は、複数調査員で実施することが望ましい  
ですが、事業所や地域の実情を勘案し柔軟に実施してください。
- (4) 上記(2)、(3)の取り扱いについては、令和 3 年度外部評価の  
実施に限り適用するものとします。

#### 2 認知症対応型共同生活介護の外部評価の実施について

令和 3 年度の報酬改定に伴う関係通知等の改正により取り扱いが一部  
変更され、第三者の出席する運営推進会議を活用し、定められた実施方法  
に従って評価を受けた場合、外部評価を受けたものとみなすこととなりま  
した。当該制度と既存の評価機関による評価のいずれかの選択制となりま  
す。

なお、運営推進会議を活用した評価を行った場合は、実施回数緩和の要  
件である継続年数に参入することは出来ませんので御留意ください。

### 3 関係通知等

- ・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 97 条第 7 項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について（平成 18 年 10 月 17 日老計発第 1017001 号）
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第 3 条 37 第 1 項に定める介護・医療連携推進会議、第 85 条第 1 項（第 182 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について（平成 27 年 3 月 27 日老振発 0327 第 4 号、老老発 0327 第 1 号）
- ・令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 4）（令和 3 年 3 月 29 日）

担当 介護指導第 2 班  
電話 054-221-3243